

従事者共済会NEWS

通巻№.46

January 2025

【発行】社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 従事者共済会
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 1-8-11 東京YWCA会館 3階
TEL 03-5283-6898 FAX 03-5283-6997



「共済会システム」に登録されたメールアドレスもしくはFAXにお送りしています。
東社協HP (<http://www.tcsw.tvac.or.jp/>)「従事者共済会」ページからもご覧いただけます。

◆令和6年度上半期の事業執行状況と資産運用状況について

10月2日に第2回代議員会を開催し、上半期の事業執行状況等についてご報告しました。

◆◆◆事業実施状況◆◆◆

今年度上半期の新規加入者は5,895人、退会者は5,370人で、加入者総数は令和6年9月末時点で61,415人となりました（前年度末比525人増）。上半期の退職共済金の給付額は合計で4,713,260,360円です。

資産運用では、令和5年度から検討を重ねてきた外国株式ファンドの入替を完了しました。また、基本ポートフォリオの乖離範囲を逸脱していた国内債券のリバラン

スを行った結果、令和6年9月末時点で全資産の割合が基本ポートフォリオの範囲内となりました。今後も資金管理細則に則った堅実な資産運用に努めます。

【契約施設・団体数】 (単位：か所)

5年度末	6年9月末	増減
2,888	2,916	28

【加入者数】 (単位：人)

	5年度末	6年9月末	増減
加入者総数	60,890	61,415	525
男性	19,177	19,250	73
女性	41,713	42,165	452

◆◆◆資産の状況◆◆◆

(単位：円)

	令和5年3月末	令和6年9月末	資金構成割合	基本ポートフォリオ	
					乖離許容
退職共済金運用資金（積立金）	77,938,055,798	77,285,924,644			
預貯金 ※1	6,321,172,441	2,902,950,966	7.63%	8.0%	—
定期預金	4,000,000,000	3,000,000,000			
自家運用（債券）	49,628,598,458	54,449,026,926	85.08%	84.5%	79.5~89.5%
A社	4,040,176,839	3,994,554,950			
B社	3,753,402,846	3,704,752,768			
C社	3,734,471,433	3,690,259,020			
D社	2,223,994,910	2,154,573,246			
C社	1,963,171,103	1,951,129,710			
C社	2,273,067,768	1,438,677,058			
貸付金	108,055,056	100,516,305	0.13%	1.0%	—
退職共済金支払基金合計	78,046,110,854	77,386,440,949	100.00%	100.0%	

※1 委託運用各機関の短期資産保有額を含む

< 事務ご担当者の方へ >

●「共済会システム」担当者台帳の登録内容をご確認ください。

従事者共済会では、セキュリティ対策のため、以下の通り ID とパスワードの管理をお願いしています。

▼ID・パスワードの管理方法

- ・事務担当者ごとに作成
- ・事務担当者が交代した場合は新しい ID・パスワードを作成
⇒ 前任者の ID・パスワードは削除

そのため、管理者権限の担当者 ID にてログインの上、以下の点をご確認ください。

▼ご確認くださいこと

○それぞれの ID の名前は事務担当者名になっていますか？

⇒ ①施設名・部署名等で登録されている場合は、担当者名を入れてください。
例) 経理担当 ⇒ 経理担当 共済太郎

②担当者が複数いる場合は、担当者ごとに ID を作成してください。

○前任者の ID は削除し忘れていませんか？

⇒ 必ず削除してください。

●福祉医療機構との業務委託契約が終了しました。

令和6年12月末をもって、機構と本会が締結している業務委託契約が終了しました。
今後、機構に送付が必要な書類は、福祉医療機構 共済部に直接送付 いただきますようお願いいたします。

< 共済会と福祉医療機構両方に契約している施設・団体様へのご案内 >

令和7年1月6日より機構の「退職手当共済新システム」が利用開始となりました。

(1) 退職手当金支払いの順番について

共済会の「退職共済金制度」と機構の「退職手当共済制度」の加入者が退職時、両制度に退職金の請求をする場合、機構が最終支払者になります。これまで通り、共済会の受給手続きを行った後に、機構の手続きをしてください。両制度から給付された退職金を合算し、機構において最終的な税務処理（源泉徴収）を行いますので、新システムの退職手当金支払いの順番は、「福祉医療機構を後に請求」を選択してください。

順番が逆になった場合は、退職金の支払者である施設・団体が税務処理をするようになりますので、ご注意ください。

(2) 源泉徴収票データの登録について

共済会システムから「退職所得の源泉徴収票・個別（PDF データ）」をダウンロードし、機構の新システムで退職届の提出時、加入者ごとに源泉徴収票データをアップロードしてください（退職者自身で請求時にアップロードする場合は、施設・団体でダウンロードした PDF データを退職者にメール等でお渡しください）

※源泉徴収票 PDF データは、汎用性を高くするため、受給者用・福祉医療機構等の他の共済制度用・施設・団体がまとめて1枚になっています。このデータのままアップロードして問題ありません（共済会事務局より機構に確認済みです）。

※共済会システムからのダウンロード方法は、東社協 HP「従事者共済会」ページのお知らせ欄（11月29日付「福祉医療機構「退職手当共済新システム」への移行に伴う留意事項について」）からご確認ください。<https://www.tcs.w.tvac.or.jp/kyosaikai/news/2024-1128-1740-35.html>